

江別市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 より良い公共交通の実現に向けた取組等について、必要な助言等を受けるため、江別市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 公共交通の利用促進に関すること。
- (2) 公共交通の情報提供の推進に関すること。
- (3) 交通機能の向上に関すること。
- (4) 公共交通の維持及び確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第6項第3号に規定する者をいう。）の代表者が指名する者
 - (3) 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 交通会議は、構成員10人以内をもって組織する。
- 3 構成員の任期は、3年とし、欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、構成員の過半数が出席しなければ交通会議を開くことができない。
- 3 交通会議は、原則として公開とする。
- 4 交通会議に出席することができない構成員は、当該構成員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。
- 5 会長は、必要に応じて構成員以外の者を交通会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、企画政策部政策推進課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月15日から施行する。
(江別市公共交通検討会議設置要綱の廃止)
- 2 江別市公共交通検討会議設置要綱（平成24年5月25日市長決裁）は、廃止する。